



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 1
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課）…………… 2

### 告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 8
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 9
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 10
- 生活保護法による介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 10
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 10
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 11
- 特定計量器の定期検査（県民生活課）…………… 11
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…………… 12
- 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課）…………… 12
- 歳入の収納の事務の委託（森林管理課）…………… 13

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（総務私学課）…………… 13
- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護・緑化推進課）…………… 13
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（県民生活課）…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部警務課）…………… 16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部警務課）…………… 17

### 教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 …………… 19

### 監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 …………… 21

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 …………… 21

## 規 則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6 月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第37号

#### 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第18号中「第24条第1項（同条第5項）」を「第24条第3項（同条第9項）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

18の2 生活保護法第24条第8項の規定に基づき、書面をもって通知すること。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第21号の次に次の2号を加える。

21の2 生活保護法第27条の2の規定に基づき、被保護者就労支援事業を行うこと。

21の3 生活保護法第27条の2の規定に基づき、要保護者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第22号中「第28条第1項」を「第28条第1項及び第2項」に改め、「基づき、」の次に「報告を求め、若しくは」を加える。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第24号の次に次の1号を加える。

24の2 生活保護法第37条の2の規定に基づき、保護金品を被保護者に代わり、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条で定める者に支払うこと。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第25号の次に次の3号を加える。

25の2 生活保護法第55条の4第1項の規定に基づき、就労自立給付金を支給すること。

25の3 生活保護法第55条の5の規定に基づき、報告を求めること。

25の4 生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施すること。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第32号中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで」に改め、「、保護」の次に「、医療、介護又は助産若しくは施術の給付及び就労自立給付金の給付」を、「費用」の次に「並びにその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額」を加え、同号の次に次の1号を加える。

32の2 生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保護金品の交付又は就労自立給付金の支給の際の被保護者からの申出に係る徴収金を徴収すること。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第35号中「第24条第1項（同条第5項）」を「第24条第3項（同条第9項）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

35の2 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定に基づき、書面をもって通知すること。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第38号の次に次の1号を加える。

38の2 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第27条の2の規定に基づき、要支援者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第39号中「第28条第1項」を「第28条第1項及び第2項」に改め、「基づき」の次に「報告を求め、若しくは」を加える。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第41号の次に次の1号を加える。

41の2 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第37条の2の規定に基づき、支援給付金品を被支援者に代わり、生活保護法施行令第3条で定める者に支払うこと。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第49号中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで」に改め、「支援給付」の次に「及び医療、介護又は助産若しくは施術の給付」を、「費用」の次に「並びにその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額」を加え、同号の次に次の1号を加える。

49の2 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定に基づき、支援給付金品の支給の際の被支援者からの申出に係る徴収金を徴収すること。

#### 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第21号の次に2号を加える改正規定（同欄第21号の2に係る部分に限る。）及び同欄第25号の次に3号を加える改正規定（同欄第25号の4に係る部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第38号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第1項中「法第24条第1項」を「法第24条第3項」に、「法第24条第5項」を「法第24条第9項」に、「法第26条第1項」を「法第26条」に改める。

第26条を第30条とし、第21条から第25条までを4条ずつ繰り下げる。

第20条を第21条とし、同条の次に次の3条を加える。

（就労自立給付金申請書）

**第22条** 省令第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請の様式は、就労自立給付金申請書（第67号様式）とする。

（就労自立給付金決定通知書）

**第23条** 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書（第68号様式）により通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

**第24条** 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式は、徴収金等支払申出書（第69号様式）とする。

第12条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条の次に次の1条を加える。

（扶養義務照会書）

**第12条** 法第4条第2項の規定により扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときの様式は、扶養義務照会書（第29号様式）によるものとする。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときの様式は、保護の決定に伴う扶養義務者への通知書（第29号様式の2）によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときの様式は、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告依頼書（第29号様式の3）によるものとする。

第12号様式中別添3を次のように改める。

（別添3）

#### 同意書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉保健所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めるとに同意します。

また、貴福祉保健所の調査又は報告要求に際し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えることについても了承します。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所  
氏 名

㊞

福祉保健所長 殿



第16号様式（裏）中「指定医療機関医療担当規程（昭和25年 8月23日厚生省告示第222号）第 6 条」を「指定医療機関医療担当規程（昭和25年 8月23日厚生省告示第222号）第 7 条」に、「指定医療機関医療担当規程第 6 条」を「指定医療機関医療担当規程第 7 条」に、「生活保護法」を「法」に改める。

第29号様式中「第 4 条関係」を「第12条関係」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加える。

**第29号様式の 2（第12条関係）**

第 号  
年 月 日

殿

福祉保健所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる さんに対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第24条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏名	
保護の開始の申請があった日	

（参考）

生活保護法

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条 （略）

2～7 （略）

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（参考 2）

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

**第29号様式の 3（第12条関係）**

第 号  
年 月 日

殿

福祉保健所長 印

生活保護法第28条第 2 項の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる さん（住所 ）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者対

して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)	(担当者 )
--------	--------

(参考)

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第28条 (略)

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

(参考2)

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第39号様式中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第40号様式を次のように改める。

第40号様式 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

殿

福祉保健所長 印

生活保護法第29条の規定に基づく調査について (依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法 (以下「法」という。) 第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

つきましては、別紙により 年 月 日までに折返しご回答願います。なお、入手した資料については、当事務所において情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

1 被調査者

住所

氏名

2 調査依頼事項

(参考)

生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公

署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 （略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 （略）

（参考2）

生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別紙

第 号  
年 月 日

福祉保健所長 殿

氏 名 ㊟

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）

年 月 日第 号で依頼のあったみだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 被調査者

住所

氏名

2 回答事項

第41号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

第42号様式から第44号様式までの規定中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

第45号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

第50号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「法第40条第5項」を「法第40条第4項」に改める。

第51号様式中「第13条関係」を「第16条関係」に改める。

第53号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改める。

第54号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

第55号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

第56号様式中「第19条関係」を「第20条関係」に改める。

第57号様式及び第59号様式中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

第60号様式中「第21条関係」を「第25条関係」に改める。

第61号様式中「第22条関係」を「第26条関係」に改める。

第65号様式中「第24条関係」を「第28条関係」に改める。

第66号様式中「第25条関係」を「第29条関係」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

**第67号様式（第22条関係）**

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1. 保護を必要としなくなった事由
- 2. 添付書類
- 3. 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者 住所又は居所  
氏 名 ⑩

福祉保健所長 殿

**第68号様式（第23条関係）**

第 号  
年 月 日

殿

福祉保健所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対し、審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、沖縄県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。  
ア 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

**第69号様式（第24条関係）**

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉保健所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉保健所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住 所  
氏 名 ㊟

福祉保健所長 殿

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

**附 則**

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第16号様式の改正規定及び第50号様式の改正規定（「法第40条第5項」を「法第40条第4項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第364号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
パークレーじのん整形外科	浦添市当山二丁目2番11号201	武内整形外科	パークレーじのん整形外科	平成26年4月1日



## 2 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
パークレーじのん整形外科	浦添市当山二丁目2番11号201	武内整形外科	パークレーじのん整形外科	平成26年4月1日

## 沖縄県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

## 1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護センター彩風の杜	宜野湾市上原二丁目8番6号	平成26年4月14日

## 2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションこころのかて	沖縄市比屋根六丁目10番11号メゾンかりゆし101号	平成26年4月1日

## 3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
アリス薬局	沖縄市泡瀬二丁目8番5号	平成26年3月28日
大浜診療所	石垣市字大浜36番地	平成26年4月1日
ゆい大東薬局	名護市大東一丁目15番7号	平成26年4月24日
さくら歯科医院	名護市字為又856番地11	平成26年5月1日

## 4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
愛聖クリニックデイサービスセンターはる	沖縄市字古謝210番地1	平成26年4月1日
悠遊倶楽部	宮古島市平良字久貝650番地6	平成26年4月1日
デイサービスおれんじ嘉数	宜野湾市嘉数二丁目5番32号	平成26年4月30日

## 5 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ダスキンヘルスレント泡瀬ステーション	沖縄市泡瀬三丁目7番1号ムーンライズハイツ101、102号室	平成26年5月1日

## 6 小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能型ホーム真心	南城市佐敷字新開1番地12	平成26年4月30日

**沖縄県告示第366号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
居宅介護支援センター彩風の杜	宜野湾市上原二丁目8番6号	平成26年4月14日

**沖縄県告示第367号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ダスキンヘルスレント泡瀬ステーション	沖縄市泡瀬三丁目7番1号ムーンライズ ハイツ101、102号室	平成26年5月1日

**沖縄県告示第368号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護センター彩風の杜	宜野湾市上原二丁目8番6号	平成26年4月14日

## 2 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションころのかて	沖縄市比屋根六丁目10番11号メゾンかり ゆし101号	平成26年4月1日

## 3 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
アリス薬局	沖縄市泡瀬二丁目8番5号	平成26年3月28日
大浜診療所	石垣市字大浜36番地	平成26年4月1日
ゆい大東薬局	名護市大東一丁目15番7号	平成26年4月24日
さくら歯科医院	名護市字為又856番地11	平成26年5月1日

## 4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
愛聖クリニックデイサービスセンターはる	沖縄市字古謝210番地1	平成26年4月1日
悠々倶楽部	宮古島市平良字久貝650番地6	平成26年4月1日
デイサービスおれんじ嘉数	宜野湾市嘉数二丁目5番32号	平成26年4月30日

5 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ダスキンヘルスレント泡瀬ステーション	沖縄市泡瀬三丁目7番1号ムーンライズ ハイツ101、102号室	平成26年5月1日

6 介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能型ホーム真心	南城市佐敷字新開1番地12	平成26年4月30日

沖縄県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ダスキンヘルスレント泡瀬ステーション	沖縄市泡瀬三丁目7番1号ムーンライズ ハイツ101、102号室	平成26年5月1日

沖縄県告示第370号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字竹富	平成26年8月12日（火曜日）午後1時30分から午後4時まで	竹富島まちなみ館
竹富町字南風見、 字南風見仲及び字古見	平成26年8月13日（水曜日）午前10時から午後4時まで	離島振興総合センター
竹富町字上原、字西表及び字白浜	平成26年8月14日（木曜日）午前10時30分から午後4時まで	上原多目的集会施設
石垣市	平成26年8月19日（火曜日）午前9時30分から午前11時30分まで	宮良公民館
	平成26年8月19日（火曜日）午後1時30分から午後3時30分まで	白保公民館

	分まで	
	平成26年 8月20日（水曜日）午前9時30分から午後4時まで	石垣市役所第1会議室
	平成26年 8月22日（金曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	石垣市公設市場
	平成26年 8月25日（月曜日）午後1時30分から午後4時まで	登野城公民館
石垣市字平得（開南地区）、字大浜（川原地区）、字名蔵及び字真栄里（於茂登地区）	平成26年 8月26日（火曜日）午前10時30分から午後4時まで	川原公民館
石垣市字川平、字崎枝及び字桴海	平成26年 8月27日（水曜日）午前10時30分から午後1時30分まで	川平公民館
石垣市字桃里、字野底、字伊原間及び字平久保	平成26年 8月28日（木曜日）午前10時30分から午後3時30分まで	伊野田公民館
石垣市	平成26年 9月 3日（水曜日）午前9時30分から午後3時30分まで	八重山合同庁舎 2階総務課
	平成26年 9月 5日（金曜日）午前9時30分から午後3時30分まで	

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
石垣市及び竹富町（字黒島、字小浜及び字波照間を除く。）	平成26年 8月11日（月曜日）から同年12月24日（水曜日）まで	特定計量器の取り付けである土地又は建物その他工作物の所在の場所

**沖縄県告示第371号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、八重瀬町慶座地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地処分をした。

平成26年 6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県告示第372号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字長間地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年 6月23日から同年 9月 1日まで
- 3 作業種類 公共測量（更竹地区ほ場整備計画図作成）



**沖縄県告示第373号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字長間地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年6月23日から同年9月1日まで
- 3 作業種類 公共測量（福地地区ほ場整備計画図作成）

**沖縄県告示第374号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 林業・木材産業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高速デジタル印刷機賃貸借 2台2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部総務私学課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年5月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄日立キャピタル株式会社 沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号
- 5 落札金額 33,527,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年4月1日

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成26年6月27日から同年7月11日までの間、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課、嘉手納町役場産業環境課、嘉手納町漁業用施設及び読谷村役場建設経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保全利用協定の名称 比謝川地区保全利用協定
- 2 協定区域 比謝川及び周辺のマングローブ林
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 カヤックでの自然観察
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 有限会社キャリヤサポート、有限会社ネイチャートレール及び株式会社エムズオール
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書

を提出することができる。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年8月11日まで縦覧に供する。  
平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人歴史観光文化事業実行委員会
- 3 代表者の氏名 比屋根高雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市字高江洲843番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民や青少年、観光客などに、地域にある歴史文化遺産や観光スポット・自然環境（以下「歴史文化遺産等」と呼ぶ。）を通して、案内事業や冠婚葬祭事業、青少年育成事業などの活動を行い、我々の祖先が残した歴史文化遺産等を次世代に引き継ぐ事と、地域の活性化に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年8月10日まで縦覧に供する。  
平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うまんちゅ生活支援センターふくしの家
- 3 代表者の氏名 田崎盛政
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡読谷村字古堅587番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者、社会的弱者などが地域で安心して生活していける社会の実現を図るため、福祉に関する事業を行い暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年8月12日まで縦覧に供する。  
平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄国際平和研究所
- 3 代表者の氏名 大田昌秀
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市西2丁目24番2号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内外の人々に対して、平和学・平和研究に関する事業を行い、平和の発信に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年8月17日まで縦覧に供する。  
平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人初穂
- 3 代表者の氏名 仲原エムリ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市中央一丁目8番7号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、その障害者雇用の促進に関する事業及び社会的自立の促進と生活の支援、資質向上に関する事業を行い、沖縄県民が障害者に対する理解を深め交流の促進を図る事業を実施し、地域と社会の福祉の向上の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年8月17日まで縦覧に供する。  
平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャレンジドおきなわ
- 3 代表者の氏名 宮城隆
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志1丁目14番5号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者の人格を尊重し、人権を擁護するとともに、障がい者を取り巻く環境を改善するため関係機関との連携を図りながら、障がい者が自らの選択により就労し、積極的かつあたりまえに地域で暮らし、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい街となるよう障がい者の福祉増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年8月17日まで縦覧に供する。  
平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドリームサポートたんぼぼ
- 3 代表者の氏名 櫻木かほる
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字糸満1283番地の2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害があるため一般企業等に就労することが困難な人々に働く場を提供し、働くことが生きる喜びにつながり、人間として豊かな発達が保障され、地域住民と共にあたり前に自立して生きていけるよう援助すると共に、地域福祉増進に寄与することを目的とする。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月2日 沖縄県指令土第1058号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平605番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平600番地1 川窪ルミ子
- 5 検査済証番号 平成26年6月17日 第4117号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月4日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月2日 沖縄県指令土第1057号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平605番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平192番地8安寿アパート202号 山城正子
- 5 検査済証番号 平成26年6月17日 第4118号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月4日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 男性警察官用冬服上衣、男性警察官用冬服ズボン、男性警察官用夏服上衣（長袖）、男性警察官用夏服上衣（半袖）、男性警察官用夏服ズボン、男性警察官用冬ワイシャツ、女性警察官用冬服上衣、女性警察官用冬服ズボン、女性警察官用夏服上衣（長袖）、女性警察官用夏服上衣（半袖）、女性警察官用夏服ズボン及び女性警察官用冬ワイシャツ（以下「警察官用制服等」という。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成26年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2313）
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成26年7月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成27年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。



- (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する警察官用制服等に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達する物品等の名称及び数量

- |   |                |        |
|---|----------------|--------|
| ア | 男性警察官用冬服上衣     | 770着   |
| イ | 男性警察官用冬服ズボン    | 1,456本 |
| ウ | 男性警察官用夏服上衣（長袖） | 997着   |
| エ | 男性警察官用夏服上衣（半袖） | 1,073着 |
| オ | 男性警察官用夏服ズボン    | 1,351本 |
| カ | 男性警察官用冬ワイシャツ   | 1,168着 |
| キ | 女性警察官用冬服上衣     | 121着   |
| ク | 女性警察官用冬服ズボン    | 119本   |
| ケ | 女性警察官用夏服上衣（長袖） | 119着   |
| コ | 女性警察官用夏服上衣（半袖） | 70着    |
| サ | 女性警察官用夏服ズボン    | 111本   |
| シ | 女性警察官用冬ワイシャツ   | 81着    |

##### (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。

##### (3) 納入の期限 平成27年1月30日（金曜日）

##### (4) 納入の場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成26年6月27日付け沖縄県公報定期第4260号登載）による警察官用制服等に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 沖縄県警察が指定する製品の見本を平成26年7月31日（木曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出し、沖縄県警察の検査に合格した者又は過去2年以内に沖縄県警察が指定する製品と同等の製品を沖縄県警察に納品した実績のある者
- (3) 生地製造業者の出荷引受書及び縫製工場の縫製引受書を平成26年7月31日（木曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出した者

#### 3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成26年7月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）

## 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年 8月12日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階会計課入札室

## 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までには沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

## 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 7 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から平成26年 7月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2313）

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

## 10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 平成26年 8月11日（月曜日）午後6時
  - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - ア 日時 平成26年 7月8日（火曜日）午前11時
  - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階402会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Names and Quantities of the items to be purchased
  - Winter jackets for male police officer 770
  - Winter pants for male police officer 1,456
  - Summer long-sleeved shirts for male police officer 997
  - Summer short-sleeved shirts for male police officer 1,073
  - Summer pants for male police officer 1,351
  - Winter shirts for male police officer 1,168
  - Winter jackets for female police officer 121
  - Winter pants for female police officer 119
  - Summer long-sleeved shirts for female police officer 119
  - Summer short-sleeved shirts for female police officer 70
  - Summer pants for female police officer 111
  - Winter shirts for female police officer 81
- (2) Pre-bid Meeting
  - Date and time : At 11:00 a.m. on Tuesday, July 8, 2014
  - Place : Conference Room 402 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ
- (3) Bid Opening
  - Date and time : At 10:00 a.m. on Tuesday, August 12, 2014
  - Place : Bidding room at Finance Division, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ
- (4) Point of contact for references (including the bid documents, etc.)
  - Police Administration Division, Okinawa Prefectural Police HQ
  - Address : 1 - 2 - 2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021
  - Phone : 098-862-0110 (Ext.2313)

**教育委員会事項**

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

沖縄県教育委員会  
委員長 宮 城 奈 々

**沖縄県教育委員会規則第8号**

**沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

」

を

沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
馬天小学校 分教室	南城市佐数字津 波古	知的障害	小学部		6年	

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

島尻学区	島尻特別支援学校 (知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	西原町、那覇市(那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。)、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町(八重瀬町立東風平中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立長嶺中学校区域に限る。)	幼稚部にあつては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。
	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	

を

島尻学区	島尻特別支援学校 (知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う小学部及び高等部に限る。)	西原町、那覇市(那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。)、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	幼稚部にあつては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。
------	--	--	--



	部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）	える。 馬天小学校分教室（知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。）にあつては、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）
	島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	

に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

**監 査 委 員 事 項**

**沖縄県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

沖縄県監査委員 知 念 建 次  
 沖縄県監査委員 押 鐘 博 子  
 沖縄県監査委員 渡 久 地 修

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
宮尾徹	那覇市宇栄原1丁目15番11-1号
田村ゆかり	那覇市宇安里150番地プレサンスロジエ泊レーヴ1001
高橋大地	那覇市小禄1丁目18番32号ピソヒラソル201
城間博	西原町字徳佐田159番地の7

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成26年6月28日から平成27年3月31日まで

**選挙管理委員会事項**

**沖縄県選挙管理委員会告示第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数

の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成26年沖縄県選挙管理委員会告示第3号は、廃止する。

平成26年 6月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,084
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 238,025
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,592
うるま市	30,667
沖縄市	34,422
宜野湾市	24,131
浦添市	28,413
那覇市	83,784
豊見城市	15,027
南城市	10,821
糸満市	15,058
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,620
石垣市（八重山郡を含む。）	13,887
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,277
中頭郡	38,764
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,607

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
--	--